

魚沼漁業協同組合内共第 27 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、魚沼漁業協同組合（以下「組合」という。）、伊北地区非出資漁業協同組合及び桧枝岐村漁業協同組合が共有の免許を受けた内共第 27 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うぐい、わかさぎ、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭で行ってよい。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第 1 2 条に規定する場合を除き、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 1 2 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置及び採捕尾数の制限)

第 3 条 次の表のア欄の魚種については、イ欄の区域でウ欄の期間において、採捕の尾数を 5 尾以内とし、5 尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、やまめ、	魚沼漁業協同組合内共第 27 号に定める区間	4 月 21 日から 9 月 30 日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する分会内にある遊漁券取扱所に掲示して行うものとする。

(漁具及び漁法の制限)

第4条 遊漁者は第8条第1項の表に掲げる漁具及び漁法によるほか、遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣	竿数は、1人2本以内

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	ただし、6月10日から6月20日までの期間を除く
う ぐ い	1月1日から12月31日まで ただし、5月25日から5月31日までの期間を除く
わかさぎ	1月1日から12月31日まで
いわな	4月21日から9月30日まで
やまめ	

(禁止区域)

第6条 前条に規定する期間内であっても、次に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

区 域
1. 福島県南会津郡只見町地内の電源開発株式会社大鳥発電所堰堤上流端より上流500メートルの区域
2. 福島県南会津郡桧枝岐村地内の電源開発株式会社南沢取水路注水口中心から半径50メートル以内の区域
3. 福島県南会津郡桧枝岐村地内電源開発株式会社奥只見発電所1号放水口

(2つある放水口のうち上流側)より上流 300メートルまで及び下流 600メートルまでの区域 [電源開発専用道路内上大鳥橋上流 400メートルから下流 490メートルまでの区域]

- 2 前項に定めるもののほか、組合が水産動物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。
- 3 前項の公示については、第8条第2項定める場所に掲示して行うものとする。

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ同表の右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、いわな、やまめ	15センチメートル
ふな、うぐい	7センチメートル

- 2 前項の表の左欄に掲げる水産動物の放産した卵は、採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児又は小学生又は中学生のときは無料とし、肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは525円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊漁料 (税込)
こい ふな うぐい	竿 釣	1日 1,050円 (組合事務所又は取扱所)
わかさぎ		1日 1,575円 (遊漁現場)
いわな やまめ		1年 4,725円 (組合事務所又は取扱所)

- 2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、一日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場取締員に納付す

る事ができる。

- (1) 魚沼漁業協同組合事務所
- (2) 魚沼漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場取締員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場取締員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場取締員)

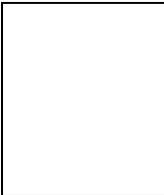
第11条 漁場取締員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場取締員は、別記様式第2号による漁場取締員証を携帯し、かつ漁場取締員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

様式 (1) 遊漁承認証

表	魚沼漁証第 号
遊漁承認証	
	下記の通り遊漁を承認します。
	発行者
	魚沼漁業協同組合 ㊤
	魚沼市佐梨1105-16
	TEL 025-792-0261
承認期間	自 年 月 至 年 月
<u>魚種</u>	
遊 漁 者	
<u>住所</u>	
<u>氏名</u>	
遊漁料金	
<u>年齢</u>	<u>歳</u> <u>円</u>
..... <u>注意事項</u>	
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は他人に貸与することができない。 2. 本証は出漁の際は常に腕章に入れて携行し、取締員の要求があったときは提示しなければならない。 3. 本証を持った遊漁者でも、規則に違反した行為に出たと認めるときは、その遊漁を中止させる。 4. 本証はあゆ漁はできません。 5. 資源保護の為、15cm以下の幼魚は川に放してください。 	

裏

<p>漁具漁法 竿釣りに限る。</p> <p>遊漁区域 内共第 13 号、14 号</p> <p>福島県内共第 27 号の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ° 只見川及び北の又川（石抱橋上流を除く） 中ノ岐川、恋ノ岐澤、滝ノ沢、小白沢 アカナリ沢等の新潟県側から只見川に 注ぐ支流全部 ° 奥只見発電所堰堤上流 500mの区間を 除く奥只見湖 ° 袖沢と只見川との合流点から下流大鳥 ダムまでの大鳥湖及び袖沢
--

様式 (2) 漁場取締員証

表

裏

No.	
漁場取締員証	
下記の者は当組合の漁場取締員であることを証明する。	
氏名	年齢 ()
住所	
写真	(有効期間)
	自 年 月 日
	至 年 月 日
発行者	魚沼漁業協同組合 ⑩

附則 1.この規則は福島県知事の認可の日から施行する（平成 25 年 9 月 1 日認可）